

資料2-3

7 消安第7504号
令和8年3月24日

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定に基づき、次の飼料の安全性についての確認を行うこと

除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004系統



除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ DBN9004 系統（飼料） に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

- 品目：除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズDBN9004系統
- 遺伝子組換え飼料に係る申請者（申請日）：
Beijing DaBeiNong Biotechnology Co., Ltd.（令和5年9月28日）
- 食品健康影響評価の依頼に係る根拠規定：
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等

2. 評価依頼品目の概要

- 既存品種：ダイズ商業品種Jack
- 導入遺伝子：
改変 *cp4 epsps* 遺伝子（*Rhizobium radiobacter* CP4 株由来）、*pat* 遺伝子（*Streptomyces viridochromogenes* 由来）
- 遺伝子組換えの目的：
除草剤グリホサート耐性の付与
除草剤グルホシネート耐性の付与
（詳細について3. 付与される形質の概要に記載。）
- 作出方法：
微生物（*Rhizobium radiobacter*、*Streptomyces viridochromogenes*）に由来する遺伝子を既存品種に導入することにより作出。

3. 付与される形質の概要

- 除草剤グリホサート耐性：
導入された遺伝子から発現する改変 CP4 EPSPS たん白質は除草剤グリホサートによる活性阻害を受けず、シキミ酸経路が機能するため、除草剤グリホサートの存在下でも正常に生育することができる。
- 除草剤グルホシネート耐性：
導入された遺伝子から発現するPATたん白質が、除草剤グルホシネートを除草作用のないN-アセチルグルホシネートに代謝するため、除草剤グルホシネートに対する耐性を付与する。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、従来のダイズと同じ用途で使用され、飼料としての利用目的や利用方法も従来のダイズと変わらない。

5. 海外の状況

本品目は、中国、EU 等において飼料としての利用承認がされている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。